

いじめの対応（全体図）※「チーム学校」としての取組

沖縄県教育庁義務教育課

いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
（いじめ防止対策推進法 H25 年定義）

いじめの対応についての基本的認識：大人の社会で許されないことは子供の社会でも許されない

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組む必要があること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

